

## 第 1 回 長野市福祉有償運送運営協議会の概要

- 1 開催日時 平成 19 年 11 月 1 日（木）午前 10 時～午前 11 時 12 分
- 2 会議場所 長野市役所第二庁舎 6 階会議室 10
- 3 出席者
  - (1) 構成員 9 人（1 人欠席）

下條年平・長野市保健福祉部長、岡田道子・北陸信越運輸局長野運輸支局輸送課運輸企画専門官、古沢明雄・長野市身体障害者福祉協会副理事長、内山桂次・長野市知的障害者育成会会長、鈴木雅人・NPO 長野県ハンディキャブ連絡会事務局長、松木久芳・長野市社会福祉協議会事務局長、柳澤正登・長野タクシー株式会社代表取締役社長、赤堀好政・長野市第一個人タクシー協会会長、松本文人・全国自動車交通労働組合長野地方連合会副執行委員長

\* 欠席した安藤喜久雄・長野県タクシー協会会長から、会議での意思表示について柳澤氏に委任する旨の書面が提出された
  - (2) 事務局 6 人  
柳田邦男・障害福祉課長、矢島孝一・障害福祉課長補佐、長野将・障害福祉課係長、竹村省司・障害福祉課主査、野池達朗・高齢者福祉課係長、村山哲也・高齢者福祉課主査
  - (3) 案件申請者 2 人  
松田嘉子・NPO 法人外出介護支援サービス理事長、鷹見茂徳・NPO 法人外出介護支援サービス副理事長
- 4 会議次第
  - (1) 開会（障害福祉課長 柳田邦男）
  - (2) あいさつ（保健福祉部長 下條年平）
  - (3) 委員紹介
  - (4) 協議事項  
長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱（案）について  
長野市福祉有償運送運営協議会運営要領（案）について  
申請案件について
  - (5) 閉会（障害福祉課長 柳田邦男）

## 5 協議事項

### (1) 長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱（案）について

#### 事務局から説明

- ・本年度から長野市長が福祉有償運送運営協議会を主宰するため、新たに設置要綱を決定する。旧協議会の設置要綱を踏襲しつつ必要な文言整理をした。

#### 【要綱の目的】

- ・福祉有償運送の適正な運営の確保について協議するため、長野市福祉有償運送運営協議会を設置する。

#### 【要綱の内容】

- ・協議会では、福祉有償運送の新規登録、更新登録、変更登録について陸運支局へ登録申請する前段として、運送の必要性、対価に関することについて協議する。
- ・本協議会は長野市長が主宰するものとなっていることから、長野市保健福祉部長を委員とするほか、道路運送法施行規則に規定されている地域の関係者を委員として規定している。
- ・旧協議会設置要綱と異なる点としては、会議の議決方法を出席委員の総意により決定すると規定した点である。これは、地域の関係者で意見の合意がみられないときは、多数決で決定するのではなく、問題点を明らかにし、時間をおいて次の会議で協議するという、話し合いに重点をおくことを協議会の方針としたいためである。

#### 質疑応答及び意見

なし

#### 採決

- ・参集者全員異議なしにより「長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱」は決定される。
- ・施行日は平成 19 年 11 月 1 日とする。

【協議会の会長は、要綱第 4 第 1 項により、下條年平委員が務める。】

【委員が 9 人出席し、長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 5 第 2 項により、会議が開かれる。】

【会議の議長は、要綱第 5 第 1 項により、下條年平会長が務める。】

### (2) 長野市福祉有償運送運営協議会運営要領（案）について

#### 事務局から説明

- ・旧法では協議会での協議事項として安全の確保及び旅客の利便に係る確保に係る方策等が通達により示されていたが、新法では福祉有償運送の必要性、対価を協議すると規定されたことから、法改正の趣旨に沿った要領（案）に整備した。
- ・法律改正により協議会の役割が変わったことから運営協議会では、福祉有償運送の

必要性、対価等を協議し、運輸支局において安全の確保、旅客の利便に係る確保を審査することになった。

- ・旧要領では「セダン型車両は協議の対象としない」と規定していたが、新要領ではセダン型車両の協議については規定せず、セダン型車両の申請があった時点で、条件等について十分に協議し判断基準を醸成していくこととしたい。

質疑応答及び意見

なし

採決

- ・全委員異議なしにより「長野市福祉有償運送運営協議会運営要領」は決定される。
- ・施行日は平成 19 年 11 月 1 日とする。

### (3) 申請案件について（福祉有償運送の登録申請）

申請者 長野市川中島町四ツ屋 3 5 番地  
特定非営利活動法人外出介助支援サービス

申請内容 道路運送法第 7 9 条に基づく新規登録申請

長野市における福祉有償運送の必要性について

事務局から説明

#### ア 移動困難者の状況

- ・介護保険の要支援・要介護認定者総数 15,455 人のうち、要介護 3 から 5 の認定者数 5,894 人は福祉車両による移送サービスが必要な移動困難者と推定される。
- ・身体障害者手帳の交付者数 15,616 人のうち、視覚障害者 999 人、肢体不自由者 9,127 人の多くは電車・バスの公共交通機関を利用して外出することが困難であると推定される。
- ・療育手帳の交付者数 2,466 人、精神保健福祉手帳の交付者数 1,411 人のうち一部の方について公共交通機関を利用して外出することが困難であると推定される。
- ・これらの者は、移動に当たって何らかの制約を受けている。

#### イ 移送サービスの現状

- ・市内 29 駅のうち、エレベーターが設置されている駅は 3 駅。
- ・交通バリアフリー法に適合しているバスは 36 台のうちノンステップバス 6 台、リフト付きバス 2 台。
- ・市内タクシーの総車両数は 888 台のうち 32 台が福祉車両。
- ・長野市はタクシー利用券の交付事業を行っている。又、タクシー事業者においても福祉事業として運賃割引制度を行っている。
- ・上記の福祉タクシー車両数は、市内の移動困難者の需要に対して十分な状況にはないものとする。

#### ウ 福祉有償運送の必要性

- ・旧協議会長野市部会においては、次の理由からタクシー事業者以外の非営利事業の移送サービスの必要性があると決定してきた。

「市内では、長野市社会福祉協議会が20年間にわたり移送サービスを行っており、移動困難者の生活圏の拡大援助のため、住民参加型の地域福祉サービスとして高齢者、障害者等の需要に応えて実績を重ねてきた。タクシー、バス等の公共交通機関の補完的な役割として移動困難者に対する移送サービスが必要である。」

- ・移動困難者が利用しやすいバスや福祉車両を使ったタクシーが増えてきている現状だが、一方で、高齢者、障害者の数も増加している。また、福祉車両を利用したの外出が、朝夕の決まった時刻に集中する傾向があることから、現実問題として予約したくても受け付けてもらえない状況がある。
- ・以上を踏まえ、引き続き現状においても長野市内における福祉有償運送の必要性を確認していただきたい。

特定非営利活動法人外出介助支援サービスの福祉有償運送の登録申請に関する協議について

##### 引き続き事務局から説明

- ・運営要領第2第2項に規定する新規登録に必要な書類(資料2から5まで)の説明。
  - 資料2 = 当協議会への協議申請書(申請者は「特定非営利活動法人外出介助支援サービス」松田嘉子理事長)
  - 資料3 = 運輸支局への登録申請書の写し(長野市を運送区域とし、当法人は寝台車1台、軽車両の車いす車2台、合計3台の車を利用したの事業)
  - 資料4 = 登録申請にあたり添付する書類(福祉処理方針2(3)に定める書類)
    1. 定款・登録事項証明書・役員名簿
    2. 宣誓書
    3. 自動車の使用権原を証する書類
    4. 運転者の就任承諾書・運転免許証写
    5. 運行管理の責任者の就任承諾書
    6. 運行管理の体制等を記載した書類
    7. 旅客の名簿
    8. 自動車保険証等
  - 資料5 = 旅客から収受する対価に関する書類(対価については、初乗り2キロメートルまで500円、加算料金1kmにつき150円。計算方法としては1km単位、端数が生じた場合は切り捨て)
- ・資料4の7. 旅客の名簿、運営要領第2第2項(4)個人情報閲覧同意書については事務局で内容確認済である。個人情報保護の点から慎重に扱いたいのでコピーを配布していない。

- ・資料3の申請書、資料4の添付資料については事前に陸運支局で内容を確認していただいている。

質疑応答及び意見「長野市における福祉有償運送の必要性について」

- ・下條会長  
長野市内における福祉有償運送の必要性については、事務局から説明があったように旧協議会で決定したとおり「必要である」と確認したいと考えるが御意見を伺いたい。
- ・内山委員  
初めての出席であり、今まで決まったことでよろしいかと言われても、福祉有償運送を行う事業者が半分ボランティアなら運賃は高い感じがする。
- ・事務局  
社会福祉協議会が福祉車両を地区で運行しており、時間的目安はあるが基本的には1回500円で行っておりタクシーより料金は安い。
- ・岡田委員  
実際にタクシーの二分の一程度しか取れないとガイドラインで決まっている。社会福祉協議会は組織で援助があるのだろうが、かなり安い対価で行っている。
- ・古澤委員  
有償で搬送する場合などいろいろあると思うが、法人が行う場合の対価の問題、上限などは。
- ・岡田委員  
対価については、高くても上限は二分の一以下。無償で行う場合は登録の範囲ではなく、白ナンバーで有償で行う場合は登録をしてもらうよう法の整備をした。福祉有償運送は誰でも乗せるわけではなく、会員登録をした方のみを乗せる。
- ・赤堀委員  
会員登録している人しか乗せないというのがその確認はできないのか。白タク行為をしても外から見て分からない。
- ・岡田委員  
会員以外の方が乗車しても分からないし、違法行為に対して監査をする体制も整っていない。ただし、業者に対して当該行為の違法性は説明しており違法行為を行えば、取消もあるし、更新も登録の継続もしない。
- ・下條会長  
長野市の協議会の設置に際し、ここで改めて必要性を確認していただいた上で料金等の協議をしていただきたい。

採決

- ・全委員異議なしにより、長野市において福祉有償運送は必要であると決定した。

質疑応答及び意見「 特定非営利活動法人外出介助支援サービスの福祉有償運送の登録申請に関する協議について」

- ・ 下條会長  
対価について、また、その他の点で質問、意見等あったら発言を。
- ・ 柳澤委員  
タクシー業界として申請者をお願いしたい。白ナンバーと緑ナンバーは大きく違い、緑ナンバーは営利を目的とし営業しており、タクシー業者は陸運局からから厳しい規制がある。お金を貰うので安心と安全でなければならず、運転手に対しても定期講習を行う。苦情処理、事故処理も記録に残し遺失物についても確実に処理している。今回は白ナンバーでお金を貰うので安全についてもう少し厳しくしてほしいと思う。申請者の方も心に留めてもらいたい。
- ・ 下條会長  
申請者は安心安全の趣旨を改めて理解したうえで運行することをお願いしたい。陸運局にも御指導いただきたい。
- ・ 鈴木委員  
運行管理体制において、運行管理責任者、整備管理の責任者が同一人なのは好ましくないのでは。
- ・ 岡田委員  
同一人が運行管理責任者、整備管理の責任者をしてはいけないことはない。
- ・ 鈴木委員  
発地場所が2箇所なので整備管理の責任者が同一人では無理なのでは。
- ・ 申請者  
その都度連絡をとりながら、それぞれの場所に行って確認している。
- ・ 岡田委員  
福祉限定の緑ナンバーの認可とは違い、福祉有償運送については、運行管理の責任も含め、整備管理については甘い部分もあるので、整備管理の責任者については整備工場と提携することはできないか。
- ・ 申請者  
第三者がどうしても必要なら整備工場とする。
- ・ 鈴木委員  
きちんと管理し、きちんと運行し安全については厳しく見るという認識が大事であり、協議会及びタクシー業界が言っていることもそのことである。
- ・ 松本委員  
実際白タクをやっているのではと疑われることもあるし、会員が30人といっても会員以外の人を乗せたか分からないが、どのように証明するのか。
- ・ 鈴木委員

タクシーでメータを動かさず自分の小遣いになった例もあるが、それは運転手のモラル。すべては個人やNPO、法人のモラルに任せるしかなくこの論議は終わりが無い。

- ・松本委員  
会員に対して証書のようなもので見て判るように何か提示してもらえないか。
- ・鈴木委員  
運行に使用する車には表示が必要だが、本人に関しての表示は難しい。
- ・赤堀委員  
高齢者は「おでかけパスポート」をもらっている。我々が心配しているのは白タク行為であり、会員が分かるようにしてもらえば納得できる。
- ・鈴木委員  
人に対しての色分けはできない。
- ・岡田委員  
人に名札を付けるのは難しい。
- ・松本委員  
違反が分かったときの取消ということは決まっているのか。
- ・岡田委員  
調査をした上で登録取消の処分ができる。
- ・柳澤委員  
日報をつけるのか。
- ・鈴木委員  
記録が必要であり日報をつける。実際に監査されたところもあり、証拠書類として判断するしかない。
- ・柳澤委員  
協議会に申請者が定期的に出て議論していく、定期的にできる組織にしてもらいたい。
- ・岡田委員  
更新は毎年1回ではなく、新規登録は2年間有効であり、更新を行えば3年有効。報告が1年に1回あり、そこで検証し、問題が発生した時には運営協議会を開く。要件があれば臨時的、緊急的に開催する。
- ・下條会長  
こういった協議会の場で事業者の方が報告するとか、事務局で検討してもらいたい。

#### 採決

- ・全委員異議なしにより、「特定非営利活動法人 外出介助支援サービス」が福祉有償運送を登録することについて、協議が調ったものと決定した。

#### その他の質疑応答及び意見

- ・柳澤委員

協議会の主宰者は長野市なので、安全であるという観点から事故処理体制等、陸運支局がすべてやるのではなく、市がある程度関与する組織にしていれば有り難かった。

- ・下條会長

登録に関しては事前に市に相談があるので、陸運支局と連携をとりながら安全、安心の部分について配慮したい。

- ・岡田委員

協議会では、運輸支局に提出される資料をすべてコピーして同じものを見ていただいている。

- ・鈴木委員

法改正で運営協議会が以前ほど厳しくなくなったが、監査機関としての位置付けは必要。陸運支局で書類が通ったとしても、長野市の方で妥当かどうか判断していかなければならない。

- ・下條会長

申請者がこの場にいらっしゃるが、「安心・安全」について委員からも意見が出ていることを心に留め、あらためて「安心・安全」な運行をお願いする。

協議事項終了